



# かしわざき創業者家賃補助金

## 事業所・店舗の家賃と

## 柏崎ワーキングスペース K.Vivo 月額利用料を補助します

創業時の費用負担を軽くするため、事務所・店舗の家賃と柏崎ワーキングスペース K.Vivo 月額利用料について補助を行います。

(申請・決定前に支払った家賃等は対象になりませんので、ご注意ください。)

区分	特定創業者	一般創業者
対象者	次の①、②に該当する方 ① 柏崎・社長のたまご塾または柏崎商工会議所・柏崎市商工会・柏崎信用金庫・第四北越銀行の特定創業相談を修了し、創業計画を作成した ② <u>①の修了後6か月以内に市内で創業した</u>	次の①～③に該当する方 ① 特定創業者以外の方 ② 国の認定を受けた経営革新等支援機関(市内金融機関等)の支援を受けて創業計画を作成し、柏崎信用金庫または柏崎商工会議所・柏崎市商工会・第四北越銀行の認定を受けた ③ <u>②の認定後6か月以内に市内で創業した</u>
補助対象経費	創業から1年以内に発生する事業所・店舗の家賃(敷金・礼金、駐車場費等除く)及び柏崎ワーキングスペースK. Vivo月額利用料に要する経費 ※市内の事業所・店舗を借りた場合に限りです。 ※家賃とK. Vivo利用料の両方をあわせて補助対象となります。 ※消費税及び地方消費税を除きます。	
補助率・限度額	家賃(K. Vivo月額利用料を含む) 10/10 最大20万円	家賃(K. Vivo月額利用料を含む) 1/2 最大10万円

- ・上記は令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までに実施する方が対象です。
- ・申請前に支払った家賃等は対象になりません。
- ・事業所または店舗として使用することが確認できない場合(住宅と併用等)、対象外となることがあります。
- ・家賃とK. Vivo利用料を合わせ、申請できるのは1回限りです。ただし、創業から1年以内であり、補助限度額に達していなければ年度ごとに1回ずつ申請できます。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。
- ・予算の状況により、希望時期に受け付けができない場合があります。
- ・創業にかかる広告宣伝、事業所の改装費等についても補助があります。下記へお問い合わせください。

### お問い合わせ

柏崎市商業観光課商業労政係

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所3階

TEL: 0257-21-2335 E-MAIL: shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

詳しくはこちら▶



# 【かしわざき創業者家賃補助金(家賃・K.Vivo 月額利用料)の流れ】

## 申請の準備

①(一般創業者のみ)申請に必要な証明の発行を申請する。

創業計画の確認を受けた証明 → 柏崎商工会議所、柏崎市商工会、柏崎信用金庫または第四北越銀行へ。

## 申請

②補助金の申請を行う。→必要書類をそろえて商業観光課へ提出してください。

### 【必要書類】

- かしわざき創業者家賃補助金交付申請書
- 事業所または店舗の賃貸借契約書の写し(K. Vivoは会員証等月額利用会員であることが確認できるもの)
- 建物平面図の写し(K. Vivoの場合は不要)
- 創業計画書の写し
- 市税の完納を証明する納税証明書(市役所1階3番窓口で発行。有料)
- 事業開始届(開業届)の写し(法人は登記記録の全部事項証明書の写し)
- (特定創業者のみ)創業支援カルテ
- (社長のたまご塾を受講した場合)修了証の写し
- (一般創業者のみ)一般創業の証明 (①で発行を受けたもの)
- 新潟県柏崎市暴力団排除条例に係る誓約書(※署名または記名押印)

<注意>補助対象となる事業所または店舗は、次のすべての条件を満たす必要があります。

- 柏崎市内に所在すること
- 商品の販売やサービスの提供などの事業活動を行う拠点であること
- 補助対象者が自ら賃貸借(K. Vivoにおいては利用)の契約をするものであること
- 貸主が補助対象者の3親等以内の親族でないこと
- 私的な用途に使用しないものであること



## 補助事業実施

③交付決定通知書が届く。

④補助対象期間中の家賃等の支払いが分かる証拠書類(領収書、引落し口座の通帳写しなど)を提出できるようにする。

・補助金は事後支払いのため、一度自身で支払いをする必要があります。

## 実績報告

⑤実績の報告を行う。→必要書類をそろえて商業観光課へ提出してください。

### 【必要書類】

- かしわざき創業者家賃補助金実績報告書(④の交付決定通知書とあわせて送付します)
- 領収書、引落し口座の通帳写し等支払証拠書類
- 振込先口座の通帳写し(申請者本人の名義口座に限ります(法人の場合は法人名義))
- その他指示があったもの

## 補助金交付

⑥確定通知書が届いたら、補助金の振込予定日(概ね30日後)を確認する。

⑦振込予定日以降に通帳を記帳し、入金を確認する。